

# 名証通信

## Communication Letter



### ◇◇ 名証上場企業 コーポレートガバナンス・コードへの対応状況 ◇◇

名古屋証券取引所では、昨年6月1日のコーポレートガバナンス・コードの適用開始を受け、上場企業に対して、同コードの原則をコンプライ(“実施”)するか、エクスプレイン(実施しない理由を“説明”)するかを求めており、各上場企業から、当該対応などについて記載した「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の提出が進んでいます。

以下では、昨年12月末までに提出された233社(提出期限を迎えた227社及び任意早期提出6社)のうち、コードの全ての原則の適用を受ける226社(市場第一部158社・市場第二部68社)について、同報告書の記載内容を分析しましたのでお知らせします。

【市場区分別の提出状況】2015年12月末時点

市場区分	企業数	コンプライ(“実施”)or エクスプレイン(“説明”)の対象
<b>市場第一部</b>	<b>158社</b>	全73原則 基本原則：5原則 原則：30原則 補充原則：38原則
<b>市場第二部</b>	<b>68社</b>	
セントレックス等	7社	基本原則：5原則

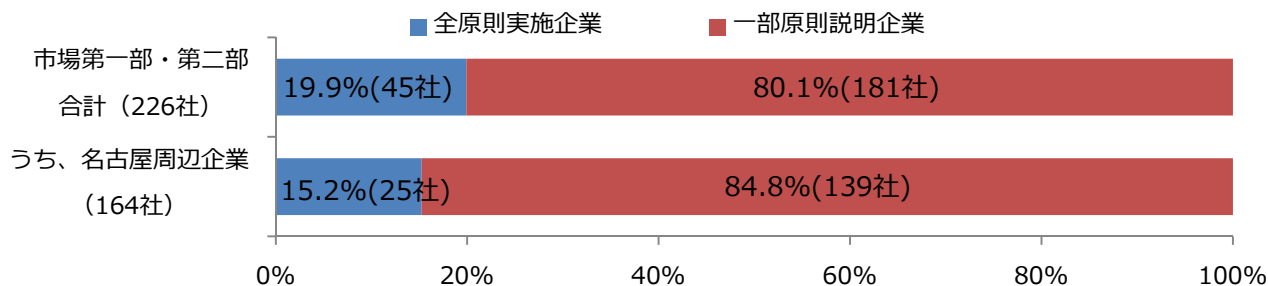
分析対象

#### 【分析結果サマリー】

- ・コーポレートガバナンス・コード73原則の全てを“実施”している企業は約2割ありました。残りの企業は、実施していない原則について、その理由を“説明”しています。また、全社が“実施”していたとした原則は17原則ありました。
- ・同コードでは、利害関係のない独立社外取締役を2名以上置くことを求め、置かない場合はその理由の“説明”を義務付けています。独立社外取締役を2名以上選任していたとした企業は6割を超えています。一方、2名以上選任していないとした企業の約9割が、今後、独立社外取締役を2名以上選任予定または必要に応じて検討すると“説明”しました。
- ・同コードでは、政策保有株式を有する場合には保有方針等の開示を義務付けています。約9割7分の企業が、「経済合理性があり取引関係の維持・強化による利益を考慮して政策保有を継続する」と開示しました。

## 1. コードの“実施”状況 ～ 全原則“実施”は約2割

分析対象 226 社のうち、「全原則をコンプライ（“実施”）している企業」は約2割（19.9%、45社）あり、「一部原則をエクスプレイン（“説明”）している企業」が全体の8割超（80.1%、181社）を占めました。



※名古屋周辺企業とは、東海4県に加えて北陸3県、長野県及び滋賀県に本店または営業の主体のある企業  
 ※「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」の記載内容を名証が集計（以下同じ）

### 全社が“実施”とした原則

全73原則のうち、全社が“実施”しているとした原則は、以下の17原則です。

原則	内容
基本原則 1	株主の権利・平等性の確保
原則 1-1	株主総会における議決権をはじめとする株主の権利の確保
補充原則 1-1②	株主総会議決事項の一部の取締役会への委任を提案するに当たっての体制の考慮
補充原則 1-1③	株主の権利行使の確保への配慮
原則 1-6	株主の利益を害する可能性のある資本政策の株主への十分な説明や適正な手続きの確保など
基本原則 2	株主以外のステークホルダーとの適切な協働
原則 2-1	中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定
原則 3-2	外部会計監査人の適正な監査の確保に向けた適切な対応
基本原則 4	取締役会等の責務
原則 4-4	監査役及び監査役会の役割・責務
原則 4-5	取締役・監査役等の受託者責任
補充原則 4-11②	取締役・監査役の兼任状況の開示
原則 4-12	取締役会における審議の活性化
補充原則 4-13①	取締役の会社への追加の情報提供徴求、監査役の適切な情報入手
補充原則 4-13②	会社の費用において外部の専門家の助言を得ることの考慮
基本原則 5	株主との対話
補充原則 5-1①	株主との実際の対話の対応者は、経営陣幹部または取締役を基本とする

## 2. “説明”率の高い原則

全73原則のうち、いずれかの企業において実施されずに“説明”がなされた原則は56原則でした。そのうち、“説明”率が高い原則は、以下のとおりです。

### 【市場第一部・第二部合計】

順位	“説明”率	原則	内容	“説明”の内容		
				“実施”予定	検討中	“実施”予定なし
1	54.0%	補充原則 4-11③	取締役会全体の実効性についての分析・評価・開示	38.5%	59.8%	1.6%
2	41.6%	補充原則 1-2④	議決権の電子行使、招集通知の英訳	21.3%	69.1%	9.6%
3	39.4%	原則 4-8	独立社外取締役の2名以上の選任	16.9%	73.0%	10.1%
4	29.6%	補充原則 4-2①	中長期的な業績と連動する報酬の割合、現金報酬と自社株報酬との割合の適切な設定	1.5%	83.6%	14.9%
5	26.1%	補充原則 3-1②	英語での情報開示の推進	10.2%	83.1%	6.8%

補充原則 4-11③（取締役会全体の実効性についての分析・評価・開示）は、5割超の企業において実施されておらず“説明”がなされましたが、そのうち“実施”予定とする企業が4割近くあり、今後は“実施”率の大幅な上昇が見込まれます。

また、原則 4-8（独立社外取締役の2名以上の選任）を“実施”している企業は6割を超えています。一方、“実施”していないとした企業の約9割は、今後、独立社外取締役を2名以上選任予定または必要に応じて検討すると“説明”しました。

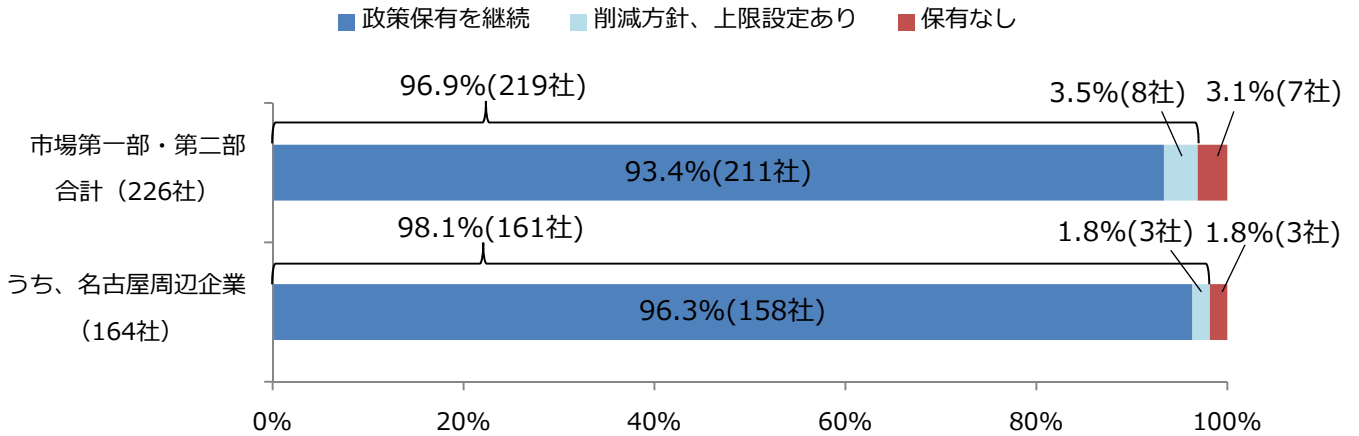
### 【名古屋周辺企業】

順位	“説明”率	原則	内容	“説明”の内容		
				“実施”予定	検討中	“実施”予定なし
1	51.8%	補充原則 4-11③	取締役会全体の実効性についての分析・評価・開示	23.5%	74.1%	2.4%
1	51.8%	補充原則 1-2④	議決権の電子行使、招集通知の英訳	18.8%	71.8%	9.4%
3	47.6%	原則 4-8	独立社外取締役の2名以上の選任	12.8%	76.9%	10.3%
4	34.8%	補充原則 3-1②	英語での情報開示の推進	10.5%	82.5%	7.0%
5	34.1%	補充原則 4-2①	中長期的な業績と連動する報酬の割合、現金報酬と自社株報酬との割合の適切な設定	0.0%	83.9%	16.1%

名古屋周辺企業については、順位に多少の違いはあるものの、市場第一部・第二部合計と概ね変わらない結果となりました。補充原則 1-2④（議決権の電子行使、招集通知の英訳）や補充原則 3-1②（英語での情報開示の推進）について“説明”率が比較的高い結果となった点が特徴ですが、これは株主に占める機関投資家や海外投資家の割合が相対的に低いことも一因と考えられます。

### 3. 株式の政策保有の状況 ～ 約9割7分が政策保有を継続

分析対象 226 社のうち、削減方針や上限設定を設けている企業を含めて、「**経済合理性があり取引関係の維持・強化による利益を考慮して政策保有を継続する**」と開示した企業は約9割7分（96.9%、219社）でした。

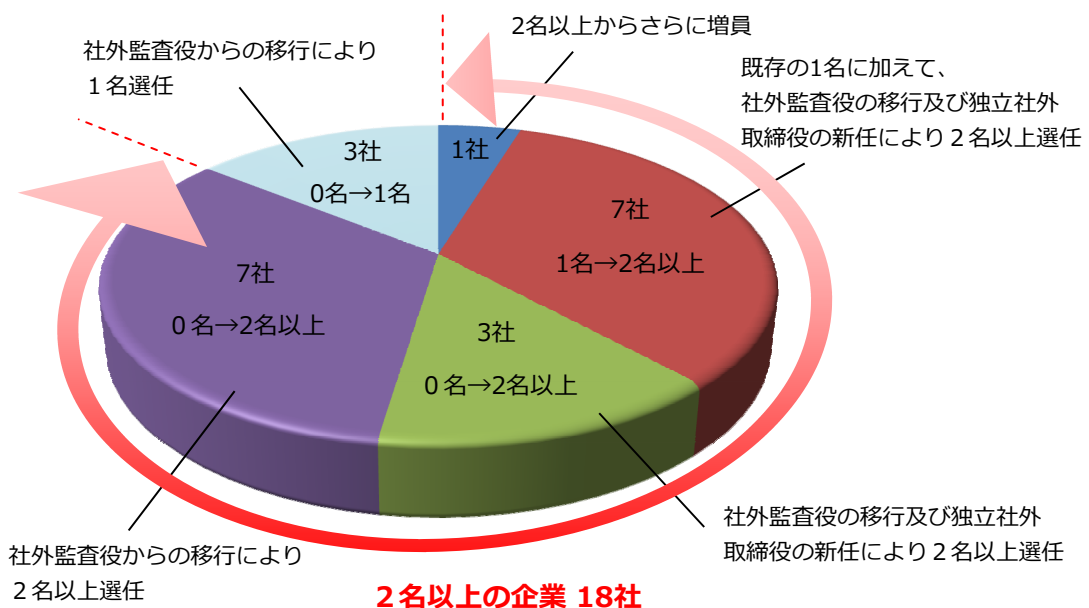


※「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」の記載内容を名証が集計

#### 【参考情報】監査等委員会設置会社への移行状況

市場第一部・第二部の全企業のうち、昨年12月末日までに監査等委員会設置会社へ移行した企業は21社でした。独立社外取締役が2名以上である企業は18社であり、そのうち17社は移行により新たに2名以上となった企業です。なお、従前の社外監査役からの移行のみにより独立社外取締役を2名以上選任した企業は7社ありました。

#### 【移行企業21社の「独立社外取締役」選任状況】



※企業の適時開示資料の内容等を名証が集計